

## 信州やまなみ国スポ・全障スポ 企業協賛謝意表明実施要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、信州やまなみ国スポ・全障スポ企業協賛制度の協賛企業・団体（以下「企業協賛等」という。）に対する謝意表明の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(実施基準)

**第2条** 協賛企業等に対する謝意表明は、原則として別表により実施するものとする。  
2 協賛金の分割支払いの場合は、全体の協賛金額により基準表を適用するものとする。

(実施時期)

**第3条** 謝意表明は、協賛契約締結後速やかに実施するものとする。ただし、感謝状贈呈式（以下「贈呈式」という。）については、期日を定め、複数の協賛企業等を対象に一括で実施することができるものとする。

(贈呈式)

**第4条** 贈呈式の実施については、次のとおりとする。

- (1) 協賛企業等に対し、贈呈式の出席について意向を確認のうえ、日時及び場所、出席者等について調整するものとする。
- (2) 同一企業・団体から複数回にわたり贈呈式を行う金額の協賛があった場合でも、原則として一回に限り実施するものとする。
- (3) 協賛企業等が贈呈式への出席を辞退した場合は、感謝状及び記念品を送付するものとする。

(その他)

**第5条** この要領に定めるもののほか、謝意の表明に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和8年3月10日から施行する。

別表（第2条関係）

金額	謝意表明の方法	備考
協賛金・ 協賛物品等 500万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝状（大、額付）の贈呈</li> <li>・記念品の贈呈</li> </ul>	信州やまなみ国スポ・全障 スポ実行委員会会長又は副 会長による贈呈式を実施
協賛金・ 協賛物品等 10万円以上 500万円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝状（小）の贈呈</li> <li>・記念品の贈呈</li> </ul>	持参又は郵送